

太田市高齢者等特殊詐欺電話対策装置貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等に対し、自動通話録音機本体、ACアダプター及び電話機接続用モジュラーケーブル（以下「装置」という。）を貸与することにより、電話を用いた振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害を未然に防止することを目的とした、太田市高齢者等特殊詐欺電話対策装置貸与事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 装置の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 太田市老人日常生活用具給付等事業実施要綱（平成17年3月28日太田市制定）の規定による緊急通報装置の貸与を受けていない者
- (3) 65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者又は日中において65歳以上の者のみとなることが常態である世帯に属する者

2 前項に掲げる者のほか、市長が必要と認める者は、装置の貸与を受けることができる。

(貸与の申請)

第3条 装置の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者等特殊詐欺電話対策装置貸与申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。この際、申請者の属する世帯に65歳未満の者がいる場合は、家族状況表（様式第2号）を添付するものとする。

2 前項の規定による申請書の提出は、申請者が指定する者を通じてすることができる。

(貸与の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請者の状況等を速やかに審査の上、装置の貸与の可否を決定し、高齢者等特殊詐欺電話対策装置貸与決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(装置の貸与期間)

第5条 装置の貸与期間は、装置を設置した日から1年間とする。ただし、前条の規定による装置の貸与の決定を受けた者（以下「被貸与者」という。）が貸与期間が満了する日の1月前までに返却する旨の意思表示をしない場合には、貸与期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(装置の設置等)

第6条 装置の設置及び撤去を市に依頼した場合は、市が指定した事業者が市との契約に

基づきこれを行うものとする。

- 2 装置の設置及び撤去に当たって、電話回線、電話機の種類等により同項の契約に定められていない費用が発生する場合は、その費用は申請者が負担するものとする。

(装置の管理)

第7条 被貸与者は、装置を善良な管理者の注意をもって管理し、当該装置の故障、破損若しくは紛失、被貸与者の住所若しくは連絡先の変更又は同一の装置を使用する他の被貸与者の死亡等による当該装置の使用者の減少が生じた場合は、高齢者等特殊詐欺電話対策装置変更・故障等届出書（様式第4号）により速やかに市長に届け出てその指示に従うものとする。

- 2 被貸与者は、装置をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。

- 3 被貸与者は、装置を利用する必要がなくなったときは、第5条に規定する貸与期間にかかわらず、装置を返還するものとする。この場合において、被貸与者は、高齢者等特殊詐欺電話対策装置貸与終了届出書（様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

(被貸与者の変更)

第8条 被貸与者は、装置を使用する者が増加する場合は、高齢者等特殊詐欺電話対策装置被貸与者変更申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定により装置を新たに使用しようとする者は、第2条に規定する対象者に該当する者でなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査の上、変更の可否を決定し、高齢者等特殊詐欺電話対策装置貸与決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。

(貸与の費用等)

第9条 装置の貸与は、無償とする。ただし、次の各号に掲げる費用については、被貸与者の負担とする。

- (1) 装置に係る電気料金
- (2) 電話料金
- (3) 保証期間経過後の装置の修理及び交換に要する費用

(装置の返還)

第10条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、装置を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により装置の貸与を受けたとき。

(2) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(3) 第7条の規定に違反したとき。

(市への協力)

第11条 被貸与者は、装置の利用に関し、市からアンケート調査等の依頼があった場合は協力するものとする。

(貸与状況の管理)

第12条 市は、高齢者等特殊詐欺電話対策装置貸与管理表（様式第7号）により、装置の貸与状況を管理するものとする。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。